はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以降、被災者のみならず、遺族や支援者をも対象とする「災害時のこころのケア」の必要性が、精神保健医療関係者だけでなく、社会においても広く認識されるようになりました。

「災害時のこころのケア」活動の発展のために、平成15年に厚生労働省科学研究費研究班により、「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン」が、更に平成16年度には「災害時精神保健医療活動マニュアル」が策定されました。

三重県においても、こころの健康危機管理の体制を整え、実践に即した対応ができるよう、平成 16 年 3 月に「こころの健康危機管理マニュアル」を作成し、基本的な知識の共有を図ってきました。

その後、平成 16 年 9 月に大台町(旧・宮川村)及び紀北町(旧・海山町)で豪雨水害が、同年 10 月には新潟県中越地震が発生しました。更に平成 19 年には、3 月に石川県能登半島地震が、4 月には三重県で震度 5 強を観測する地震が、7 月には新潟県中越沖地震が発生しました。このような度重なる地震発生の動向を踏まえ、平成 20 年 3 月に「こころの健康危機管理マニュアル」を改訂しました(第 2 版)。

平成 23 年 3 月には東日本大震災が発生し、東日本各地に甚大な被害をもたらしました。三重県は、岩手県陸前高田市へ保健師を、宮城県石巻市へ「こころのケアチーム」を派遣しました。また、同年 9 月には台風 12 号に伴う紀伊半島大水害が発生し、被災者支援に携わりました。

巨大津波と原子力災害の発生を伴った東日本大震災の経験を経て、厚生労働省において、 災害派遣精神医療チームの体制整備や活動についての検討が進められ、平成 25 年 4 月に は「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領」が、平成 2 6 年 1 月には「DPAT 活動マニュアル」が発出されました。これらは、その後も改定されています。

三重県においても、平常時からこころの健康危機への共通認識を育み、大規模災害が発生した場合に「こころのケア」を円滑に提供できるよう、平成 25 年 3 月には、「こころの健康危機管理マニュアル」を改定して、「災害時こころのケア活動マニュアル」(暫定版)を策定しました。

平成 28 年4月には熊本地震が発生しました。三重県でも準備を進めていた、災害派遣精神医療チーム(DPAT)が熊本県へ派遣されました。

その後も、平成29年7月には九州北部豪雨、平成30年7月には中国、四国地方を中心とする豪雨、平成30年9月には北海道胆振東部地震が発生し、令和元年9月には台風第15号、同年10月には台風第19号が、それぞれ千葉県、宮城県、福島県、長野県などに大きな被害をもたらしました。近年、自然災害の発生は増加しており、災害への対応も、すべての精神保健医療関係者が避けて通ることのできない重要な業務として位置づけられつつあります。

一方、平成30年3月には、都道府県保健医療調整本部及び保健所等の体制の指針とし

て、厚生労働省より「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)活動要領」が発出されています。

上記の経緯を踏まえて、三重県のマニュアルにおいても、広範囲の領域を対象とする精神保健分野を想定している災害時こころのケア活動と、主に医療活動に基盤を置いている災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動を整理する必要が生じてきました。災害精神保健医療体制の整備が進んで現場支援者の活動が機能分化したという事情があるため、このたび発行した「災害時こころのケア活動マニュアル」(改訂版)では、精神保健医療関係者や関係機関等に属する多くの方が利用できるような、基本的で汎用性の高いものにするために、従来収録していた「概要編」「こころのケア活動編」等は思い切って削除し、「知識編」と「資料編」にまとめました。

そして DPAT 活動については、「三重 DPAT活動マニュアル」が、令和元年 6 月発行されました。

諸事情により改定に長期間を要しましたが、現在の「災害時こころのケア活動マニュアル」(改訂版)が、主に自然災害を想定しており、犯罪や列車事故などのような人為災害については、主な想定の対象としてはいないこと、災害時早期の基本的な援助姿勢・技術について述べられていて、近年その重要性が認識されているサイコロジカル・ファーストエイド(Psychological First Aid: PFA)に言及していないことなど、不十分な点があることは否めません。サイコロジカル・ファーストエイドも含め、このマニュアル最後に記した参考文献にも、日常から目を通していただければ幸いです。

令和元年11月

三重県こころの健康センター 所長 楠本みちる